肝付町伐採及び伐採後の造林の届出書事務取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は，森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の８第１項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び第10条の８第２項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（以下「状況報告」という。）に係る事務に必要な事項を定め、もって、伐採等の実態を的確に把握し、適正な森林施業の確保及び誤伐等の防止を図ることを目的とする。

（伐採等届出の事務処理）

第２　伐採等届出の事務処理は、林野庁が定める「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」を参考に行うものとする。

（２）伐採等届出は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第９条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、「伐採及び伐採後の造林の届出書」（様式第１号）により、提出するものとする。

（３）伐採等届出に添付する書類は、次の表に定めるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 区　　　　　　分 | 添　　付　　書　　類 | 備　考 |
| １ | 森林の位置図及び区域図 | 位置図：森林の位置を特定できる図面。区域図：森林計画図、地籍図、航空写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面。※主伐を行う場合には搬出計画図として区域図に搬出経路等を記載すること。 | 必須 |
| ２ | 届出者の確認書類 | 【法人の場合】・登記事項証明書等【法人でない団体】・代表者の氏名並びに規約・組織及び運営に関する定めを記載した書類【個人】・住民票、マイナンバー等 | 必須 |
| ３ | 他法令の許認可関係書類 | 他の行政庁の許認可等の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類 | 該当する場合のみ |
| ４ | 土地の登記事項証明書等 | ・土地の登記事項証明書・土地の売買契約書・遺産分割協議書・贈与契約書・固定資産税納税通知書等 | 必須 |
| ５ | 伐採の権原関係書類 | ・立木の登記事項証明書・立木売買契約書・遺産分割協議書・贈与契約書・伐採に係る同意書等 | 届出者が土地所有者でない場合 |
| ６ | 隣接森林との境界関係書類 | 境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時などの状況を記載した書類等 | 必須 |
| ７ | 提出に際しての確認書類 | チェックリスト（様式第２号） | 必須 |
| ８ | 再造林についての意向が確認できる書類 | 再造林意向確認書（様式第３号） | 必須（ただし、森林以外の用途にする場合を除く） |
| ９ | 地元関係団体との協議が確認できる書類 | 協議書（様式第４号） | 必須（ただし、該当する関係団体が無いと認められる場合を除く） |
| 10 | 関係施設管理者との協議が確認できる書類 | 承諾書、許可証等の写し | 必要と認める場合 |
| 11 | その他町長が必要と認める書類 | 確約書（様式第５号） | 必須 |

（計画の審査）

第３　町長は、前条の規定により提出された伐採等届出が、肝付町森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

（適合通知等）

第４　町長は、前条の審査により、伐採等届出に記載された内容が、肝付町森林整備計画に適合すると認められる場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書を、転用を目的とした伐採のときは伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書を所有者・伐採者等に通知するものとする。

（伐採等届出に係る変更届出書）

第５　森林所有者等は、伐採等の計画に変更が生じた場合は、速やかに伐採等届出に係る変更届出書（様

式第６号）を町長に提出するものとする。

（伐採に係る森林の状況報告書）

第６　伐採者等は、伐採が完了した日から30日以内に法第10条の8第2項の規定により、伐採に係る

　森林の状況報告書（様式第７号）を提出しなければならない。

（伐採後の造林の状況報告）

第７　森林所有者等は、伐採後、人工造林又は天然更新が完了した日（伐採地が森林以外の用途に供されることになる場合は、その用途に供した日）から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（様式第８号）を提出するものとする。

附則

この要領は，令和２年４月１日から施行する。

　この要領は，令和４年４月１日から施行する。

　この要領は、令和５年４月1日から施行する。